

令和5年第4回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計 17 件）の内訳

【条例案件】 …… 6 件

一部改正 6 件（新座市営墓園条例の一部を改正する条例ほか 5 件）

【予算案件】 …… 5 件

補正 5 件（令和 5 年度新座市一般会計補正予算（第 9 号）ほか 4 件）

【損害賠償の額の決定に関する案件】 …… 1 件

【人事案件】 …… 4 件（新座市教育委員会委員の任命についてほか 3 件）

【指定管理者の指定に関する案件】 …… 1 件

【条例案件】 ……6件（一部改正6件）

議案第82号 新座市営墓園条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新座市営墓園内に新たに合葬式墓所（※）を設置するとともに、使用申込者の資格、使用料等を定めるもの

※ 複数の者の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式の墓所。運営主体により一括して維持管理を行うことができ、個別の埋蔵に比して一般に費用が少額となることが期待される。

〔条例改正の背景〕

墓所の維持管理については、核家族化、少子化や未婚率の上昇といった社会状況の変化により、承継者の不在が課題となっている。

また、個別の埋蔵となる既存の墓所については、使用料等の金銭的な負担が相応のものとなるため、これを軽減した墓所の整備が求められている。

こうした課題に対応するため、新座市営墓園内に合葬式墓所を設置することとし、必要な事項を定めるため、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 墓所の種別に合葬式墓所を加えるもの
- 2 合葬式墓所の使用申込者の資格を引き続き3年以上本市の住民基本台帳に記録されている者とするもの
 - * 既存の墓所の使用権を有している者が、合葬式墓所の使用を目的として当該既存の墓所の全部を返還する場合は、これによらず使用申込者とするすることができる。
- 3 合葬式墓所の管理料の額を焼骨1体につき104,600円とするもの
 - * 合葬式墓所は永続的な維持管理を行うため、管理料の積算に当たっては、あらかじめ一定の期間を見込む必要がある。他市等の事例を踏まえ、維持管理期間を20年として、管理料は、既存の墓所の管理料の年額5,230円の20年分を見込むものとする。
- 4 合葬式墓所の使用料の額を焼骨1体につき49,660円とするもの
 - * 使用料は、合葬式墓所の設置に係る初期費用及び使用期間を20年と見込んで算定した人件費等の合計額198,640,000円を焼骨4,000体で除した額とする。
- 5 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は返還しないこととするもの

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とする。

議案第83号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第84号 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額するもの

〔条例改正の背景〕

地方税法の一部改正により、市町村は、出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、政令に定める基準（※）に従い、減額することとされたため、条例を改正するものである。

※ 出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額を減額するもの

〔施策の効果及び影響〕

子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができる。

〔施行日〕

施行日は、令和6年1月1日とする。

議案第85号 新座市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地域公共交通計画（※）の作成及び実施に関し必要な協議を新座市地域公共交通会議において行うこととするもの

※ 本市における旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する市内公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

〔条例改正の背景〕

国においては、人口減少の本格化や運転手不足の深刻化等により、公共交通の維持・確保が容易ではなくなっている状況を受け、令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）を一部改正し、地方公共団体における地域公共交通計画の作成を努力義務とした。

本市においても、地域公共交通の機能を維持・確保していくことは、市が持続的な発展を遂げていく上で重要な取組であることから、その指針となるべき

地域公共交通計画を作成することとした。

地域公共交通計画の作成に当たっては、法の規定により、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議を行うための協議会（以下「法定協議会」という。）を組織することが求められているが、本市においては、地域公共交通に係る会議体として、既に道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置している。

法定協議会と地域公共交通会議は、機能が異なるとはいえ、それぞれ関係する交通事業者や行政機関等で構成するため、構成員の多くが重複することとなる。

また、地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続が必要になることが多いため、国は、一つの協議組織に両者の機能を併せ持つことができる考え方を示している。

そこで、本市においては、この考え方にに基づき、新座市地域公共交通会議において地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うこととし、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和6年2月1日とする。

議案第86号 新座市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

管理不全空家等に対する勧告に関する意見の陳述について定めるとともに、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等（※）に該当するおそれのある状態にある空家等（管理不全空家等）の所有者等に対し必要な措置をとるよう指導及び勧告をすることができることとなった。

当該勧告を受けたときは、地方税法の規定により、当該空家等の敷地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減額する特例の対象から除外されることとなることを踏まえ、当該空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるため、条例を改正するものである。

※ 倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態等である空家等

〔施行日〕

施行日は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とする。

議案第87号 新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業施行に関する条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

* 【改正する条例】

- ① 新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業施行に関する条例
- ② 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例
- ③ 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 …… 5件（補正5件）

議案第88号 令和5年度新座市一般会計補正予算（第9号）

議案第89号 令和5年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和5年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 令和5年度新座市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第92号 令和5年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【損害賠償の額の決定に関する案件】 …… 1件

議案第93号 損害賠償の額を定めることについて

新座市職員駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて議会の議決を得るため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するもの

事故の概要 令和5年4月7日、新座市道第4003号線内の樹木の枝が落下し、同路線に隣接する新座市職員駐車場に駐車していた相手方所有の車両に損傷を与えたもの

損害賠償額 1,587,102円

【人事案件】 …… 4件

議案第94号 新座市教育委員会委員の任命について

新座市教育委員会委員小泉哲也氏の任期が、令和5年12月31日で満了となるが、引き続き同人を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するもの

議案第95号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて〔関根由美子氏〕

[人権擁護委員の推薦につき意見を求めること（議案第95号から議案第97号まで）について]

令和6年3月31日で任期が満了となる人権擁護委員の後任として関根由美子氏（再任）、森田輝雄氏（再任）及び岩岬正浩氏を推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案するもの

議案第96号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて〔森田輝雄氏〕

議案第97号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて〔岩岬正浩氏〕

【指定管理者の指定に関する案件】 …… 1件

議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市民会館〕

新座市民会館の指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネスの指定期間が、令和6年3月31日で満了となるが、同年4月1日から当該施設の指定管理者を引き続き同社に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（8件）

【条例案件】 ……4件（一部改正4件）

議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【予算案件】 ……4件（補正4件）

議案第 号 令和5年度新座市一般会計補正予算（第10号）

議案第 号 令和5年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 号 令和5年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 号 令和5年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第2号）